

## 農業振興地域整備計画変更に係る提出書類

- 農用地利用計画変更申出書（農用地区域除外用・用途区分の変更用）
- 位置図（縮尺は1/50,000程度とし、縮尺、方位、変更する地域（朱書すること。）を明示すること。）
- 現況図（変更する土地の付近の状況を表示する図面で縮尺は1/10,000程度。付近の地形、土地利用状況及び縮尺、方位、変更する土地（朱書すること。）を明示すること。  
※住宅地図など
- 土地利用計画図（事業計画に係る建物又は施設等の面積、位置及び施設物間の距離を表示する平面図で縮尺は1/500～1/2,000程度とし、縮尺、方位を明示すること。）
- 用排水計画図（取水及び排水（雨水、汚水等）の経過を示す図面、排水経路図）
- 求積図（分筆する根拠として）
- 公 図
- 登記簿（全部事項証明書）
- 平面図、立面図（施設を建築の場合）
- その他参考となる資料等

〈参考資料例〉

- ・耕作証明書（農家住宅等）：農業委員会
- ・家族構成の一覧票、家系図など（二三男分家住宅等）
- ・戸籍謄本、住民票謄本（二三男分家住宅、登記簿との住所が異なる時等）：税務町民課
- ・市街化区域に土地を所有していないことの証明書（二三男分家住宅等）：税務町民課
- ・課税台帳に土地及び建物の所有者としての記載のない証明書（二三男分家住宅等）  
：税務町民課
- ・土地の名称及び地番変更のあった土地の証明書：税務町民課
- ・履歴事項全部証明書、定款（事業計画者が法人の場合）

### ◎ 提出期限

受付は原則、年2回とする。

〈1回目〉 5月31日まで

〈2回目〉 11月30日まで

※東日本大震災によりやむを得ず農用地へ屋敷替えをする場合などはこの限りではない。

### ◎ 変更に必要な時間

〈農用地区域除外〉 約5～6ヶ月

〈用途区分の変更（軽微変更）〉 約2ヶ月

### ◎ 提出部数 2部（正本、副本）

### ◎ 提出先

福島県岩瀬郡鏡石町不時沼345番地

鏡石町役場 産業課 農政グループ TEL 0248-62-2118